

秋田県奨学金返還助成金交付申請書 提出チェックシート

交付申請書の提出にあたっては、この提出チェックシートで確認し、チェック後のシートを交付申請書に添付して提出くださるようお願いいたします。

提出書類について	
チェック	
<input type="checkbox"/>	1 提出チェックシート（本用紙）はありますか
<input type="checkbox"/>	2 交付申請書（様式第5号(第10条関係)）はありますか
<input type="checkbox"/>	3 住民票はありますか（3ヶ月以内のものでマイナンバー記載のないもの）
<input type="checkbox"/>	4 在職証明書はありますか
<input type="checkbox"/>	5 奨学金の返還実績を証明できる書類はありますか
<input type="checkbox"/>	6 認定通知書の写し（両面コピーしたもの）はありますか

交付申請書の記載事項について	
チェック	
<input type="checkbox"/>	1 提出年月日を記入していますか
<input type="checkbox"/>	2 記載した住所は、住民票上の住所地と同じですか
<input type="checkbox"/>	3 押印していますか（後日作成いただく請求書に同じ印章を使用させていただきます）
<input type="checkbox"/>	4 「3 事業の実施期間」は、認定通知書の「助成対象となる返還期間」と同じ期間になっていますか
<input type="checkbox"/>	5 「助成金交付申請に係る返還期間」は、認定通知書の「助成対象となる返還期間」のご自身の交付申請に該当する期間と同じ期間になっていますか
<input type="checkbox"/>	6 「返還実績額（A）」には、「3 事業の実施期間」の間に、対象となる奨学金のみを返還した金額（延滞金や延滞利息は含みません）を記入していますか
<input type="checkbox"/>	7 「助成金交付申請額（B）」には、裏面に記載した計算方法により、算出した金額を記載していますか
<input type="checkbox"/>	8 「2 助成金申請額」は、「助成金交付申請額（B）」と同じ金額になっていますか（「2 助成金申請額」は訂正できませんので、誤って記載した場合は、再度、交付申請書を作成してください）
<input type="checkbox"/>	9 勤務先の「名称（氏名）」は、認定時と同じですか 異なる場合は、様式第4号「秋田県奨学金返還助成金 申請者・認定者情報異動等届出書」を添付していますか
<input type="checkbox"/>	10 「勤務地所在地（住所）」は、正しく記入していますか（本社住所地を記入していませんか）
※修正液(テープ)は使用しないでください。訂正又は削除する場合は、その部分に朱線を引いて押印し、その右側又は上位に正書してください。ただし「2 助成金申請額」は訂正できません。	

【重要】

奨学金の返還実績を証明できる書類について	
※ <u>奨学金の返還実績を証明できる書類は、‘助成対象となる奨学金のみの返還実績’や‘延滞金や遅延利息を除いた返還実績’を証明できるものとしていただく必要があります。</u> このため、貸与奨学金の、次の証明書類を提出してくださるよう、あらためてお願いいたします。	
チェック	
<input type="checkbox"/>	◆日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けた方 「奨学金返還（入金額）証明書」 ※必ず別紙を確認してください。
<input type="checkbox"/>	◆秋田県育英会の奨学金の貸与を受けた方 「奨学金貸与・返還等証明書」 ※必ず別紙を確認してください。
<input type="checkbox"/>	◆その他の奨学金の貸与を受けた方 「奨学返還等証明書」 ※必ず別紙を確認してください。
各証明書の入手方法等は、別紙をご確認願います。上記の証明書の交付を受けることができない場合などは、裏面の連絡先にご連絡願います。	

- 1 助成金交付申請額（B）の算出方法
 - ア 助成の区分が、一般分 2 / 3 の方
 - ① 返還実績額（A）の金額に 2 / 3 を乗じた金額を算出してください。
 - ② ①で算出した金額から千円未満の金額を切り捨ててください。
 - ③ ②において算出した金額と 1 3 万 3 千円のいずれか低い金額が、助成金交付申請額（B）になります。
 - イ 助成の区分が、未来創生分 1 0 / 1 0 の方
 - ① 返還実績額（A）の金額に 1 0 / 1 0 を乗じた金額を算出してください。
 - ② ①で算出した金額から千円未満の金額を切り捨ててください。
 - ③ ②において算出した金額と 2 0 万円のいずれか低い金額が、助成金交付申請額（B）になります。

- 2 様式第 4 号「秋田県奨学金返還助成金 申請者・認定者情報異動等届出書」について発行申請書は、県のウェブサイト（美の国あきたネット）からダウンロード可能です。
▽美の国あきたネット
<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/34623>
部署別＞あきた未来創造部＞移住・定住促進課＞県内就職者向け奨学金返還助成金＞秋田県奨学金返還助成の交付申請について

【連絡先】

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課
調整・県内定着促進班
Tel 018-860-3751
e-mail iju@pref.akita.lg.jp